

令和7年度印西市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で給付し、事業の継続を支援することにより、市民への安定的なサービスの提供の体制を確保することを目的とする。

(給付対象事業所)

第2条 支援金の給付の対象となる事業所は、令和7年12月1日時点において、次の各号のいずれかに該当する市内に所在する事業所であって、令和6年12月1日から令和7年11月30日までの間において障がい福祉サービスの提供実績がある事業所とする。ただし、申請日時点において休止又は廃止している事業所を除く。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所。ただし、印西市基準該当事業所の登録等に関する規則（平成18年規則第60号）に規定する基準該当障害福祉サービス事業所及び市が事業者であるものを除く。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の指定を受けている事業所。ただし、市が事業者であるものを除く。
- (3) 印西市日中一時支援事業実施規則（平成18年規則第95号）に基づく委託を受けている事業所
- (4) 印西市移動支援事業実施規則（平成18年規則第89号）に基づく委託を受けている事業所
- (5) 印西市心身障害者（児）訪問入浴サービス事業実施規則（平成18年規則第92号）に基づく委託を受けている事業所

(申請受付開始日及び申請期限)

第3条 支援金に係る申請受付開始日は令和8年2月12日とし、申請期限は令和8年3月19日までとする。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額等は、別表のとおりとする。

2 支援金の給付は、1事業所につき1回とする。

(申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）

(2) 障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金所要額調書（別記第2号様式。以下「所要額調書」という。）

(3) 誓約書（別記第3号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を確認し、給付の可否を決定し、障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付（不給付）決定通知書（別記第4号様式）により前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

3 申請者から提出された申請書及び所要額調書（以下「申請書等」という。）に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき理由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の請求)

第7条 前条第1項の規定による支援金の決定があったときは、第5条の規定による申請をもって、支援金の額の確定に係る請求があったものとみなし、支援金を給付するものとする。

(支援金の返還)

第 8 条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者があるときは、既に給付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第 9 条 市長は、支援金の給付を受けた者又は申請者に対し、支援金に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条及び第 9 条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第4条）

障がい福祉サービス種別

サービス種別	給付上限額	対象となる経費	支援金額
グループホーム	320,000円	令和6年12月から令和7年11月までの食料費及び水道光熱費の総支出額から1,000円未満を切り捨てた額。ただし、令和6年12月から令和7年11月までの間にサービスの提供を開始した事業所は、サービスの提供を開始した月から令和7年11月までの食料材料費及び水道光熱費の総支出額から1,000円未満を切り捨てた額	対象となる経費から令和7年度千葉県社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）に申請見込みの額を控除した額。ただし、サービス種別ごとに給付上限額を超える場合は、給付上限額とする。
自立訓練	320,000円		
就労継続支援（A型）	320,000円		
就労継続支援（B型）	320,000円		
就労移行支援	320,000円		
生活介護	320,000円		
日中一時支援	160,000円		
児童発達支援	160,000円		
放課後等デイサービス	160,000円		
短期入所	160,000円		
居宅介護	160,000円		
重度訪問介護	160,000円		
行動援護	160,000円		
同行援護	160,000円		
移動支援	160,000円		
訪問入浴	160,000円		
保育所等訪問支援	60,000円		
就労定着支援	60,000円		
計画相談支援	60,000円		
地域移行支援	60,000円		
地域定着支援	60,000円		

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

年 月 日

（あて先）印西市長

申請者 事業所所在地
事業所名
代表者職氏名
電話番号

㊤

障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書

令和 7 年度印西市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付要綱による支援金の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、支援金の給付が決定された場合は、給付決定額分を下記の支援金振込先に振り込むよう請求します。

記

1 支援金申請（請求）額 _____ 円

2 給付対象内容

事業所の名称	
事業所番号※1	
サービス種別※2	

※ 1 給付要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する事業所は記入してください。

※ 2 給付要綱別表に記載されているサービス種別を記入してください。

3 支援金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店名	本店 支店	支店コード										
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)												
ゆうちょ銀行	記号					番号 (右詰めで記入)								
(フリガナ)														
口座名義人														

第2号様式（第4条）

障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金所要額調書

事業所名 _____

サービス種別 _____

対象となる経費 (A)	千葉県に申請見込みの支援金額 (B)	差引額 (A - B) (C)	給付上限額 (D)	支援金額 (C、Dのいずれかの少ない方の金額) (E)	給付決定額 (F)
円	円	円	円	円	円

対象となる経費（A）：令和6年12月から令和7年11月までの食材料費及び水道光熱費の総支出額から1,000円未満を切り捨てた額

※令和6年12月から令和7年11月までの間にサービスの提供を開始した事業所は、サービスの提供を開始した月から令和7年11月までの食材料費及び水道光熱費の総支出額から1,000円未満を切り捨てた額

第3号様式（第5条）

年 月 日

誓約書

（あて先）印西市長

事業所所在地

事業所名
代表者職氏名
電話番号

私は、印西市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金の給付の申請に当たり、次のことについて誓約します。

記

- 1 本申請の内容に虚偽はありません。
内容の虚偽、令和7年度印西市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付要綱に反する等、印西市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金を給付することが適当でないと認められる事由が発生した場合は、その支援金の全部又は一部を、市長が定める期限内に返還することに同意します。
- 2 印西市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金の趣旨を十分に理解し、その支援金を施設の食材料費及び水道光熱費の物価高騰対策として使用することを誓約します。

以 上

第4号様式（第6条）

第 年 月 日
年 月 日

様

印西市長



障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付（不給付）
決定通知書

年 月 日付で申請のあった障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金の給付について、令和7年度印西市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 給付決定額 金 _____ 円

2 不給付

（不給付の理由）